

社会福祉法人太田福祉記念会

太田指定居宅介護支援事業所契約書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 0770300200)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

契 約 書

_____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人太田福祉記念会太田指定居宅介護支援事業所（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は平成 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、この契約は次の要介護認定の有効期間満了日まで自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族等に説明し、利用者にもサービスの選択を求めます。

- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族等に説明し、利用者から文書による同意を得ます。
- (5) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条 (経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 特別の事情がない限り、1カ月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に課題分析を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条 (施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介や、その他の支援をします。

第7条 (居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条 (給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福島県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条 (要介護認定等の申請に係る援助)

事業者は、利用者が要介護認定等の変更申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条 (サービスの提供の記録)

事業者は、居宅介護支援サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 2 利用者又は家族等は、午前8時30分から午後5時00分の間に事務室にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者又は家族等は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項までの規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合は、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条 (料金)

利用者は、サービスの対価として、次の料金(いずれも1ヶ月あたり)を支払います。ただし、介護保険適用の場合、自己負担はありません。

【取扱件数が40件未満の場合】

要介護1・2 10,420円

要介護3・4・5 13,530円

【取扱件数が40件以上60件未満の場合(40件以上60件未満の部分)】

要介護1・2 5,210円

要介護3・4・5 6,770円

【取扱件数が60件以上の場合(60件以上の部分)】

要介護1・2 3,130円

要介護3・4・5 4,060円

- ※1. 取扱件数とは、事業者の利用者数に指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を、事業者の介護支援専門員の員数で除した数をいいます。
- ※2. 新規に居宅サービス計画を作成又は要介護状態区分が2区分以上変更となった場合に居宅介護支援サービスを行った場合は、初回加算として3,000円が加算されます。
- ※3. 当事業所が次の基準に適合した場合は、特定事業所加算として4,000円が加算されます。
 - ・主任介護支援専門員を配置していること。
 - ・常勤専従の介護支援専門員が3名以上配置されていること。
 - ・サービス提供に当たっての留意事項に関する伝達等の会議を定期的開催していること。
 - ・24時間連絡体制を確保し、必要に応じて相談に対応する体制を確保していること。
 - ・介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が40件未満であること。
 - ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
 - ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること。

- ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
 - ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ※4. 利用者が病院等に入院する場合に、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算として次に掲げるいずれかの料金を1月に1回を限度として加算されます。
- ・病院等を訪問し病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 2,000 円
 - ・病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 1,000 円
- ※5. 利用者が病院等から退院後、居宅サービスを利用する際、病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で居宅介護支援サービスを行った場合は、退院・退所加算として3,000円が入院又は入所期間中に付き3回を限度として加算されます。ただし、初回加算に該当する場合は加算されません。
- ※6. 利用者が指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を提供し、指定小規模多機能型居宅介護の利用に係る計画の作成等に協力した場合は、小規模多機能型居宅介護事業所連携加算として 3,000 円が加算されます。
- ※7. 利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を提供し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成に協力した場合は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算として 3,000 円が加算されます。
- ※8. 病院等の求めにより、病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合は、緊急時等居宅カンファレンス加算として 2,000 円を1月に2回を限度として加算されます。
- 2 利用者の保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、事業者は当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を、請求日から30日以内に、現金又は銀行口座振込の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証及びサービス提供証明書を発行します。利用者は、サービス提供証明書を市町村の窓口に提出することにより、自己負担額の払い戻しを受けることができます（償還払い）。

第12条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、人員不足等やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者提供します。
- 3 事業者は、利用者又は家族等が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合

(3) 利用者が死亡した場合

第13条（秘密保持）

事業者及び介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

2 事業者は、利用者又は家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第15条（身分証携帯義務）

介護支援専門員は常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又は家族等から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援サービス又は居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に関する利用者の要望・相談・苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（善管注意義務）

事業者は、居宅介護支援サービスを提供するにあたって、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（本契約に定めのない事項）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、
双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第19条 (裁判管轄)

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の居住地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約書を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【事業者】

事業者名 社会福祉法人太田福祉記念会太田指定居宅介護支援事業所
(介護保険事業所番号0770300200)

住 所 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢11番地1

代表者名 所 長 菅 野 多美子 印